

高知県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
4210590	尾浦	オウラ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S27.4.7		半島		
4210600	西泊	ニシドマリ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S26.8.21		半島		
4210610	榎ノ浦	カシノウラ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾					S27.12.29		半島		
4210620	周防形	スオウガタ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.12.29		半島		
4210630	古満目	コマメ		1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		◎			S27.4.7		半島		
4210640	柏島	カシジマ		1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		◎			S27.4.7	S32.4.19	半島		
4210650	一切	イツサイ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		◎			S27.4.7		半島		
4210660	安満地	アマジ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.4.7		半島		
4210670	橘浦	タチバナウラ		1	幡多郡大月町	大月町	橘 浦		○			S27.4.7	S35.2.2	半島		
4210680	泊浦	トマリウラ		1	幡多郡大月町	高知県	すくも湾		○			S27.4.7	H2.1.18	半島		
4210690	竜ヶ迫	タツガサコ		1	幡多郡大月町	大月町	すくも湾		○			S27.4.7	S35.2.2	半島		
4210700	栄喜	サカキ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾					S27.4.7	H18.11.10	半島		
4210710	大海	オオミ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.4.7	H15.12.11	半島		
4210720	湊浦	ミナトウラ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.12.29	H18.11.10	半島		
4210730	内外ノ浦	ナイガイノウラ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.12.29	H18.11.10	半島		
4210750	大浦	オオウラ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾					S41.12.16	H18.11.10	半島		
4210760	池島	イケジマ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○	○		S29.7.12	H15.12.11	半島		
4210770	宇須々木	ウススキ		1	宿毛市	宿毛市	すくも湾		○			S27.4.7	H18.11.10	半島		
4220010	椎名	シイナ		2	室戸市	高知県	高 知 県		◎			S27.4.7	S32.4.19			
4220020	三津	ミツ		2	室戸市	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S35.2.2			
4220030	安芸	アキ		2	安芸市	高知県	安 芸		○			S27.12.29	H5.4.19			
4220040	野見	ノミ		2	須崎市	須崎市	野 見 谷		○			S27.12.29				
4220050	浦分	ウラブン		2	高岡郡四万十町	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S32.4.19			
4220070	田野浦	タノウラ		2	幡多郡黒潮町	高知県	高 知 県		○			S27.4.7	S32.4.19	半島		
4220080	窪津	クボツ		2	土佐清水市	高知県	高 知 県					S27.12.29	H18.6.9	半島		
4220090	大島	オオシマ		2	宿毛市	高知県	すくも湾		○	○		S27.4.7		半島		
4220100	藻津	ムヅ		2	宿毛市	宿毛市	藻 津		○			S27.12.29	H18.11.24	半島		
4220110	田ノ浦	タノウラ		2	宿毛市	高知県	すくも湾		○			S27.12.29	H18.5.30	半島		
4230010	室戸岬	ムロミサキ		3	室戸市	高知県	高 知 県		○	○		S26.8.21	S59.6.7			
4230020	宇佐	ウサ		3	土佐市 須崎市	高知県	高 知 県		○	○		S26.8.21	S39.1.17			
4230030	清水	シミズ		3	土佐清水市	高知県	高 知 県	3	○	○		S27.4.7	S42.12.20	半島		
4230040	佐賀	サガ		3	幡多郡黒潮町	高知県	高 知 県		○	○		S27.7.29	H18.3.20			
4240010	沖の島	オキノシマ		4	宿毛市(沖の島)	高知県	すくも湾		○			S27.4.7	H18.10.5	離島 半島	国境離島	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。